

田村市における 「評価通知書」の取扱い 変更に関するお知らせ

福島地方法務局郡山支局と田村市間において、地方税法第422条の3の規定に基づく通知が令和3年7月1日から電子化されました。

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、田村市長が交付した「評価通知書」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局郡山支局へ提出していただいていたおりましたが、電子化に伴い以下のとおり手続き等が一部変更となりました。

✚ 田村市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、田村市長が交付しておりました「評価通知書」は令和3年6月30日をもって廃止されました。

✚ 「評価通知書」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記明細書がない場合は、田村市長が発行する「評価証明書」又は「土地、建物名寄帳」等を取得することにより不動産価格が確認できます。

（これらの書類の原本添付は不要となりますが、写しの添付にご協力ください。）

※「評価証明書」、 「土地、建物名寄帳」の請求方法等につきましては、田村市市民部税務課（Tel0247-81-2119）までお問い合わせください。

✚ 登記申請をされる際には、「固定資産税課税明細書」、 「評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

✚ 未評価の土地につきましては、登記官の依頼による田村市長あての価格通知依頼書により取得した評価通知書を取得することができます。また、田村市役所で別途評価証明書を取得する方法もあります。

登記官の依頼による田村市長あての価格通知依頼書については、所有者等が登記申請に使用する場合のみ交付しています。交付の際は、本人確認書類及び登記原因を証する情報の提示をお願いしています。詳しくは、福島地方法務局郡山支局にお尋ねください。

（未評価の土地についてのこれらの証明書については、申請書に添付する必要があります。）

令和3年7月

福島地方法務局郡山支局
Tel024-962-4505（登記部門直通）